

議案第 128 号

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条各号列記以外の部分中「、さくらリサイクルセンター及びストックヤード」を「及びさくらリサイクルセンター」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条中「、さくらリサイクルセンター及びストックヤード」を「及びさくらリサイクルセンター」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「、さくらリサイクルセンター及びストックヤード」を「及びさくらリサイクルセンター」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 2 項第 1 号中「ストックヤード及び」を削り、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「17.5 トン」を「17.3 トン」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 2 項中「収集し、搬入された不燃性廃棄物の処理」を「搬入された不燃性廃棄物の埋立処理」に改め、同条第 3 項中「資源化ごみの処理」を「資源化ごみの再資源化処理」に改め、同条第 4 項中「紙及び布の処理を行い、それらを一時的に」を「紙及び布を一時的に」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（技術管理者の資格）

第 3 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 21 条第 3 項の

規定による技術管理者については、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。